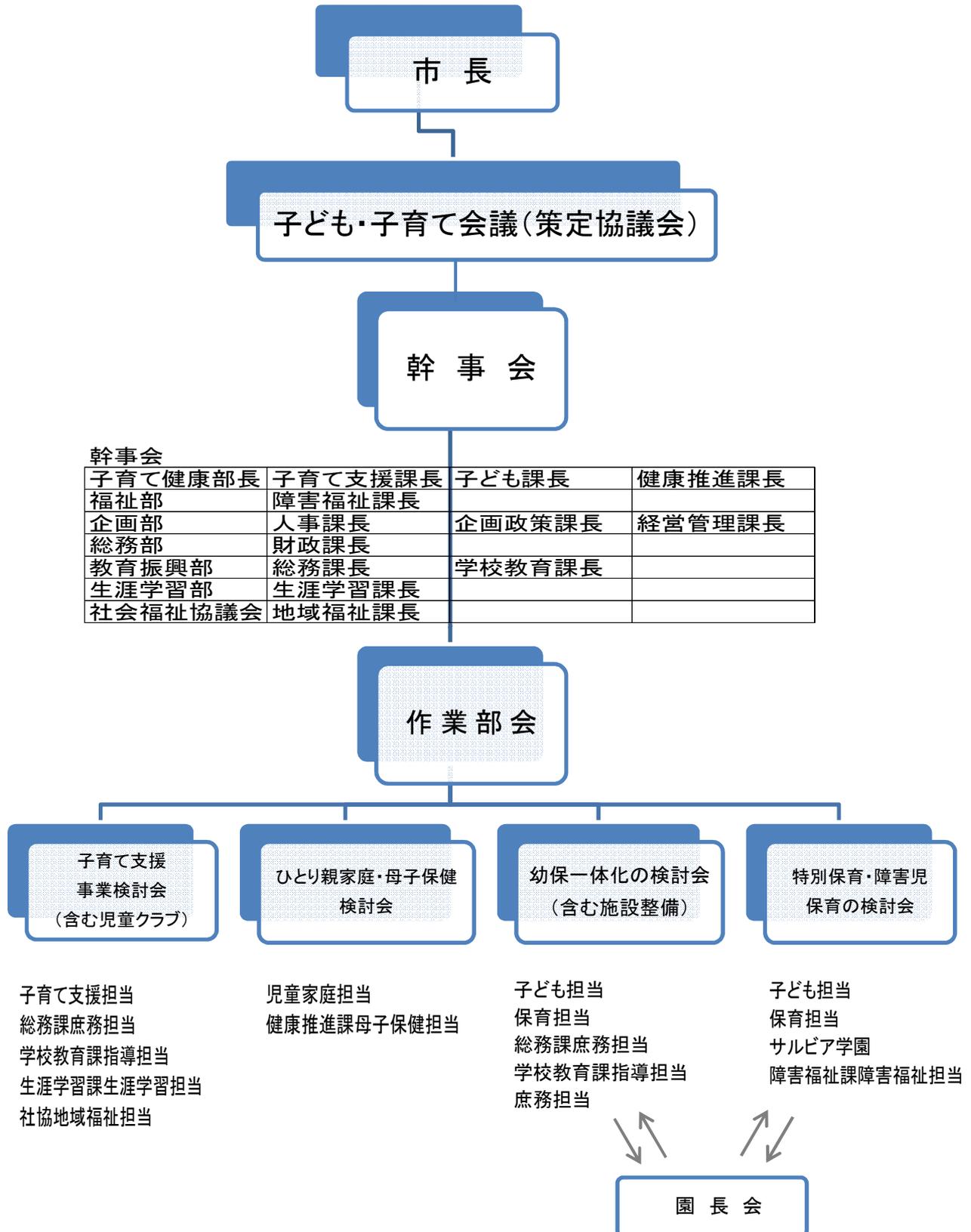


# 子ども・子育て支援事業計画策定体制



業務内容及び構成

子ども・子育て会議(策定協議会)

市長から諮問を受けて、計画を策定する。

20人以内(福祉・医療・保健・教育・企業・労働者・子育て当事者・公募市民)

幹事会

市内部での計画案を決定する

市役所関係部課長

幹事会

子育て健康部長	子育て支援課長	子ども課長	健康推進課長
福祉部	障害福祉課長		
企画部	人事課長	企画政策課長	経営管理課長
総務部	財政課長		
教育振興部	総務課長	学校教育課長	
生涯学習部	生涯学習課長		
社会福祉協議会	地域福祉課長		

作業部会

市内部での計画案を作成する

市内部での幼保一体化等の計画案を作成する

市役所関係部課の係長級職員等

・子育て支援事業検討会(含む児童クラブ)

子育て支援拠点事業・ファミサポ・児童クラブ他子育て支援事業の計画案を作成(総括)

子育て支援課子育て支援係+関係部門職員

・ひとり親家庭・母子保健検討会

養育支援訪問事業・要保護児童対策・子育て短期支援事業・ひとり親家庭の福祉に関する計画案を作成する。

赤ちゃん訪問・妊婦健診他母子保健に関する計画案を作成

子育て支援課児童家庭係+健康推進課母子保健係

・幼保一体化検討会(含む施設整備)

認定こども園への移行に関する計画案を作成

子ども課子ども係・保育係+子育て支援課庶務係+関係部門職員

・特別保育・障害児保育検討会

特別保育・障害児対策に関する計画案を作成

子ども課子ども係・保育係・サルビア・療育+関係部門職員

・園長会

業務: 幼保一体化、特別保育に関する実施案の報告を受け、必要な意見を出す。

構成: 保育園、幼稚園、サルビア学園の園長及び療育センター所長

作業部会

子育て支援課	子ども課	健康推進課
人事課	企画政策課	経営管理課
財政課		
障害福祉課		
教委総務課	学校教育課	
生涯学習課		
地域福祉課		